

ひ 広 報 天 龍

第 77 号

2000年7月27日

私たちの村
—7月1日現在—
人口 2,300人
男1,078人 女1,222人
世帯数 981 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 斉藤印刷所



待ちに待ったプール!
冷たい!でも楽しいよ。

食中毒に注意しましょう。

議会だより

第二回定例議会

平成十二年第二回天龍村議会定例会は、六月二十一日開会し、二十八日までの八日間の会期で行われ原案どおり可決されました。

可決された案件

- 天龍村税条例の一部を改正する条例専決処分報告承認 内容は、地方税法の一部改正に伴う改正で、住民税非課税基準額の引き上げ、固定資産税の評価替え税負担の調整措置の改正、入湯税の課税免除規定の削除等。

○国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告承認 内容は、介護保険法の施行に伴い、第二号被保険者介護納付金の課税限度額を七万円とする改正。

○固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例専決処分報告承認 内容は、地方税法の一部改正に伴う改正で、審査の合理化を図る及び条文の整備。

○早木戸川電源開発基金条例 内容は、公共下水道事業に要する費用の一部に充

基金へ三千円積立て、本基金の額を一億三千百万円と変更する改正。

○天龍村中学生海外研修事業資金貸付基金条例の制定 内容は、本年度より実施する中学生の海外研修事業について、円滑な推進を期する為、保護者負担に支障が生じる世帯に貸与する為の基金創設条例の制定。

○天龍村営下水道事業条例の制定 内容は、本年度末に一部供用開始が予定される平岡地区の公共下水道の管理について必要事項を定める。

○天龍村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 内容は、消防団員等公務災害補償の充実を図る為、原子力災害時の損害補償の適用、補償、介護、葬祭の各基礎額の引き上げ。

○職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

内容は、十一年度末、本基金へ三千円積立て、正、各階層一律、二千円を引き上げる。

○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 内容は、国保税率の資産割四十五%から二十五%へ二十%の引き下げ。平割が六割四割に改正。又介護納付金についても国保税同様に軽減額を改正。

平成11年度 補正予算

(单位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般 (第9号専決)	3,295,678	89,432	3,385,110
授産所 (第4号専決)	52,367	△2,201	50,166
村営水道 (第5号専決)	126,714	△805	125,909
老人保健 (第3号専決)	476,485	△73,226	403,259
村営温泉事業 (第5号専決)	125,541	△1,676	123,865
村営下水道 (第5号専決)	379,332	△1,446	377,886

ては、受益者から分担金を徴収することについて

- 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○天龍村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

○天龍村非常勤消防団員にてる為、受益者から分担金を徴収することについて必要事項を定める。

砂防ダム工事竣工により

工事用道路の引き渡しを受け今後村道として管理するため、村道清水線の終点変更による変更認定です。

○長野県自治会館管理組合
規約の変更について

- 村営バス条例の一部を改
村による行政ネットワー
クの実現を図る為、市町
村情報センターの設置等
規約の一部変更を行うも
のです。

○天龍村道路線の変更

正する条例

内容は、地域振興券交付事業完了に伴い廃止する条例。

規約の一部変更を行うもので

平成12年度 補正予算

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般 (第1号)	2,876,000	34,952	2,910,952
国民健康保険 (第1号)	196,747	1,932	198,679
社会就労センター (第1号)	46,407	785	47,192
村営水道 (第1号)	153,107	39,845	192,952
老人保健 (第1号)	380,257	5,286	385,543
村営温泉事業 (第1号)	93,598	4,815	98,413
村営下水道 (第1号)	254,978	25,120	280,098
介護保険 (第1号)	206,839	524	207,363

一般質問

- 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する意見書
- 道路特定財源の堅持を求める意見書
- 七月五日付で関係大臣へ送付致しました。

陳情・請願・意見書

- 交流促進施設の所在地へ変更、精心の滝前へバス停を増設する一部改正です。

(親方島の砂利採取場の撤去)

- ・早木戸川の景観整備
- ・平岡ダムの常時放流(少量)悪臭解消について

○宮沢貢議員

- 町村合併について
- ・村長の見解
- ・町村合併についての取組

お知らせ

本年八月一日から、村図書館(なんでも館)で、議会議録の閲覧が出来ます。なお、コピー代は必要となります。

行政相談員として、岡本区野竹範一氏がこのたび、総務庁長官から委嘱されました。「行政相談」とは、皆さんから、役所やJ.R.N.T.T.・公団などが行っている仕事に対する苦情・意見・要望をお聞きし、その解決を促進するものです。皆さんのご相談に応じていますので、お気軽にご相談下さい。相談は無料で、秘密は守られます。

☎ 三二一一四七九

行政相談員に
野竹範一氏再任人権擁護委員に
村松良仁氏再任

宮澤寛樹氏新任

宮澤貞光氏
村へ寄付

行政相談員として、岡本区野竹範一氏がこのたび、総務庁長官から委嘱されました。「行政相談」とは、皆さんから、役所やJ.R.N.T.T.・公団などが行っている仕事に対する苦情・意見・要望をお聞きし、その解決を促進するものです。皆さんのご相談に応じていますので、お気軽にご相談下さい。相談は無料で、秘密は守られます。

人権擁護委員として、戸口区村松良仁氏、中央区宮澤寛樹氏がこのたび、法務大臣から委嘱されました。人権擁護委員は、家庭問題・近隣関係・借地借家・いじめ・相続などの問題について、皆さんのご相談に応じていますので、お気軽にご相談下さい。相談は無料で、秘密は守られます。

☎ 三二一一五九一(宮澤氏)



四月二十一日、中井侍区宮澤貞光氏が来庁され社会福祉行政のためにと村へ多額の寄付をしていただきました。宮澤氏には心から感謝申し上げるとともに、村では今後社会福祉活動の充実のために役立てていきたいと考えております。

天龍村営農支援センター設立

去る、三月三十日に老人福祉センターに於いて開催の設立総会により「天龍村営農支援センター」が設立されました。

この天龍村営農支援センターは、村、農業委員会、JA、農業改良普及センターなどの農業関係機関に加え、村内各種団体の代表の皆さんで組織しました。

この組織の目的は、現在、農家が抱える色々な問題の解決のために、相談や仲介の業務を行い、農業を少しでも長く続けられるよう、支援センターでは今後、過日実施した「農業に関するアンケート調査」の分析結果により、農作業労働力の確保、農業の受託、農地の流動化、有害鳥獣対策、地区単位で助け合いながら農業が続けられる集団づくり(営農集団)などを検討し、安心して農業ができる村づくりに努めてまいりたいと思います。

有害鳥獣の被害予防について

田植えの時期も終えてひと段落ついたところですが、村内各地でニホンジカによる水苗稻が食害にあう被害発生の報告が出ています。今後シカばかりでなくイノシシやサル、ハクビシン等の被害も予想されますが、保護動物や、天然記念物に指定されている動物は簡単に駆除といふこともできないこともあります。生産者の皆さんには大変苦慮していることと思います。

また、現在、農業用施設(農道、水路など)の修繕、改良のための資材を同一申請者当たり年間十万円を限度に支給することができる「村単農業用施設修繕原材料支給事業」により、農業用施設の修繕、改良がされ、農地の荒廃化防止を図ってきたわけです。

村では獵友会による有害鳥獣駆除を奨励して対策を図っているところですが、前記のような理由で十分な駆除とまではいかない面もあります。また村では電気牧柵設置に対する補助の実施を行い自己防衛も推進しているところです。

それにより、イノシシの進入防止フェンスなどが支給対象資材となりますので、電気牧柵の購入費補助事業と併せてご検討いただき、農地を荒廃させないためにも、積極的なご活用をお願いします。

県の指導では特にサルなどは、捕獲よりも追い払いが有効であるとされ、無計画な駆除はかえって群れを増やし、民家に近づく頭数を増やす結果になるという研究結果も出ているということです。農作物生産者の皆さんには大変かと思いますが、積極的な自己防衛策をとつていただきたいとださい。

思います。

被害が発生した場合は、ご面倒でも役場振興課農務係まで報告してください。報告に基づいて駆除等の対策を図つていただきたいと思います。

◆国保税率の改定について◆

●平成12年度国民健康保険税率は、次のように決定となりましたのでお知らせします。

所得割率	4.50%	均等割額	14,000円
資産割率	25.00%	平等割額	23,000円
課税限度額	530,000円		

●また、40才から64才までの方はそれに加え介護保険料分も徴収されます。その税率は、

所得割率	1.05%	均等割額	6,800円
資産割率	10.00%	平等割額	4,000円
課税限度額	70,000円		です。

●軽減割合も、6割と4割に変更となりました。詳しくは納税通知書が世帯主あてに送付されていますので、そちらをご覧下さい。

ドラゴンの市町村紹介

雨竜町（北海道）

☆美しい自然があふれる田園の里☆

【写真説明】

今年の九月二十三・二十四日に天龍村で開催される「ドラゴンサミット」。以前にもドラゴンの市町村の紹介を行つてきましたが、今回はサミット開催村として再度皆さんに、加盟市町村を紹介したいと思います。

今回は十三市町村のうち、八市町村を紹介します。なお、★印は、その市町村のキャッチフレーズです。



雨竜沼湿原

八竜町（秋田県）

☆鮮やかな人と自然がともにつくるメロンの町・八竜☆

【写真説明】

北緯約四〇度、東経約一四〇度線上に位置する八竜町は、秋田県の西北部にあって西は落日の美しい日本海に面し、南は八郎潟の面影を残す承水路に接している。

町の面積三八・六六平方キロメートルと、規模は小さいが全域に渡つて平坦な地形であるために、町土の約六〇%が農用地に利用されており、海岸部の砂丘地ではメロン・アスパラ栽培が盛んである。中でも、メロンは「サンキューメロン」をはじめ、全国有数の産地となつてている。



八竜町全景

龍ヶ崎市（茨城県）

☆水 緑 やさしさ うるおい 龍ヶ崎☆

【写真説明】

高さ十四メートルの柱に笛や太鼓の囃子に合わせて、暗緑色の「たっつけ袴」に蛙の面をかぶった「舞男」がのぼります。柱の頂上で「舞男」は、東西南北に向かって悪魔を払う矢を放ち、逆立ちや仰向けになつたりと妙技の限りをつくした曲芸を見せながら下におります。

この撞舞には、雨迄いや豊作祈願、また疫病よけの意味があると言われ、秩父市の夜祭り、野田市の撞舞とともに関東三奇祭と言われています。起源は五百年前と伝えられ、平成十一年十二月には、「記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財」として文化庁の選択をうけました。



関東三奇祭の「撞 舞」

龍山村（静岡県）

☆ほつとぴあ たつやま☆

【写真説明】

温かく迎え、心温まる交流のある村・龍山を誇りにもつほつとな人々のいる村

【写真説明】

昨年五月にオープンしました。名前は龍山村保健医療福祉総合施設「やすらぎ」と言います。こ

の施設は、二十一世紀に向けて、ゆとりと安心を実感できる村づくりの拠点として誕生しました。この施設では、保健（保健センター、準天然トロン温泉）、医療（診療所）、福祉（デイサービスセンター、在宅介護支援センター、ヘルパーステーション）の三つの機能を複合的に備え、多様な住民ニーズに対応しています。

また、トロン温泉は、厚生省認定の様々な効能があり、毎日多くの客で賑わっています。



保健医療福祉総合施設「やすらぎ」

天竜市（静岡県）

☆森林都市宣言のまち☆

【写真説明】

静岡県北西部に位置する天竜市は、地名の由来ともなる天竜川が市の中心を流れ、流域には「天竜美杉」が形成されていて、古くから林業のまちとして栄えてきました。

この森林の多くはスギ、ヒノキなどの美しい人造林です。森林は景観としての美しさだけでなく、森林自体が水源涵養としての役割を担っているほか、大気の浄化、野生の鳥や動物のすみかとなるなどの役割を果たしています。

このかけがえのない森林を守り、森林との共存共栄を目指すまちとして、天竜市は平成六年十二月に「森林都市宣言」を掲げました。



天竜市全景

竜洋町（静岡県）

☆水と光と緑の町 竜洋☆

【写真説明】

平成十一年度から竜洋海洋公園オートキャンプ場で建設を進めてきたレストハウスが完成し、四月八日オープンしました。竜洋海洋公園レストハウスは健康増進と休養などを目的として、整備されました。愛称も一般公募により「しおさい竜洋」と名付けられました。

施設としては、天然ラジウム鉱石と、光明石を泉源体とする浴場施設、地場産品の販売コーナー、バーベキューテラス、レストランが整備されています。昨年オープンしたオートキャンプ場と合わせ、町内外より多くの人が訪れ、憩いの場となっています。



しおさい竜洋

龍神村（和歌山県）

☆魅力的で活力あふれる龍の里 龍神村☆

【写真説明】

龍神村は、紀伊半島の内陸部「高野龍神国定公園」を有し、和歌山県の最高峰「護摩壇山」のふもと、清流日高川の上流にひろがる山紫水明に恵まれた林業と観光の村です。

「龍神温泉」はその昔、役の業者小角が発見し後に弘法大師が開いたと伝えられ、千三百年の歴史を持つ美人をつくる湯として名高く、群馬の川中温泉、島根の湯の川温泉と並んで日本三美人の湯といわれ年間七十万人を越える観光客が訪れてています。



日本三美人の湯「龍神温泉」

竜北町（熊本県）

☆活力ある産業を育み やすらぎのある町づくり☆

【写真説明】

熊本県のはば中央に位置し、東に九州山脈、西に八代海を望み、温暖な気候と肥沃な土地に恵まれた農業の盛んな町です。

丘陵地帯では、梨と柑橘類の栽培が盛んで、特に梨は県内でも最も早く植付けが行われ、「吉野梨」の銘柄で全国の皆様に親しまれています。一方、平坦地帯では、全国作付の一割を占めるイ草をはじめイチゴ・メロン・トマトの施設園芸やもち米の栽培を組み合わせた複合経営が営まれております。高生産性農業とりゆうほくプランづくりを目指しています。



畳表の原料となる「イ草」の収穫風景

★残りの五市町村は来月です★

平成12年度(1,2,(1)工区) 下水道事業施工箇所

※付近住民の皆様をはじめ、村民の皆様には大変ご迷惑をお掛けして申し訳ありません。

なお、工事箇所は日々移動して行きますので、迂回路は現場の案内に従い通行下さい。

また、ゴミの収集につきましては、工事区間外の周辺の収集場所へお出し下さい。

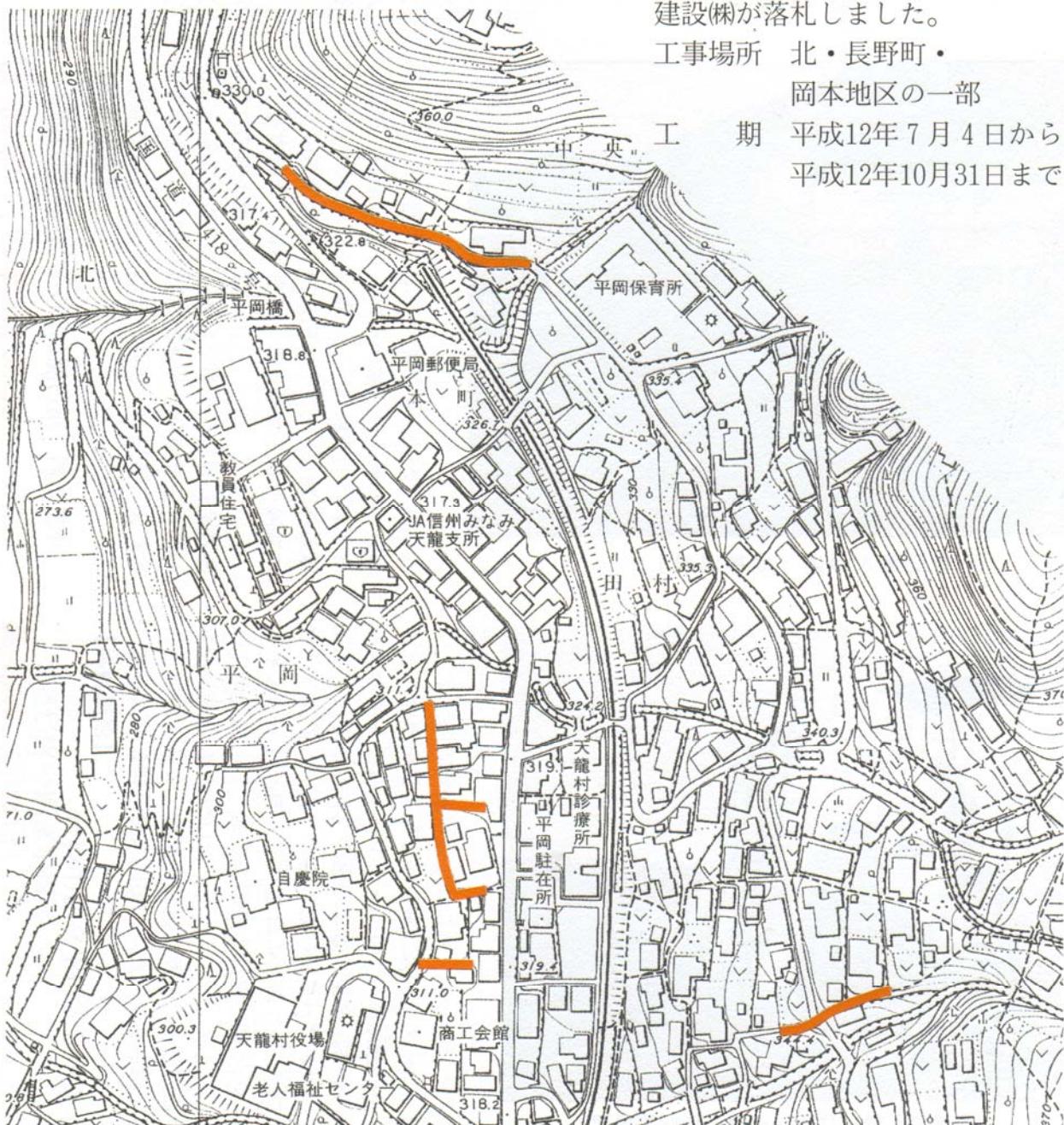
(1)工区

この工区は、国庫補助金の対象とならない村単独工事のため、まとまった工事箇所とならず、飛び地となっております。

7月4日に入札が行われ、北沢建設(株)が落札しました。

工事場所 北・長野町・岡本地区の一部

工 期 平成12年7月4日から
平成12年10月31日まで





- 天龍村営下水道事業受益者分担金条例
- ・分担金の額及び徴収方法などとなつております。なお、この条例の
- 天龍村営下水道事業受益者分担金条例
- ・下水道使用料及び徴収方法など

6月定例議会において、生活環境の改善や、河川等の水質保護を目的とした「天龍村営下水道事業条例」が制定されました。条例に定められている主な内容は次のとおりです。

○天龍村営下水道事業条例

- ・排水設備（宅内工事）
- の設置基準と指定工事

店及び排水設備工事責任技術者の指定・登録
方法など

- ・下水道に流してはいけない物質等の制限とその物質等を除外する施設の設置基準など
- ・下水道使用料及び徴収方法など

「下水道使用料」

下水道使用料は、水道の使用量を基準といたします。
(基本料金)

10m³まで一、六〇〇円
(超過料金)

11～20m³まで、1m³につき一三〇円、21～30m³まで、1m³につき一四〇円、31m³以上は1m³につき一五〇円。
(分担金(加入金))
各家庭一戸あたり（公共機関も同じ）三十万円

下水道条例が制定されました

ほか、下水道の関係する事は、わかりやすく説明できるよう、パンフレットを作成中です。

今回はパンフレットに先立ち「下水道使用料」と「分担金(加入金)」についてご紹介いたします。

平成12年7月27日

「出張食堂」が開かれました

五月二十三日に、おきよめの湯レストラン「ゆとり」のマスター大西さん夫婦と遠山美智子さんが養護老人ホーム天龍荘を訪問され、お年寄りのためにボランティアでお好み焼きとラーメンを作ってくれました。

大変よろこんで、お腹一杯食べることができました。この出張食堂も今年で三年目となりましたが、毎年、ボランティアで来て頂いている大西さんはじめレストランゆとりの従業員の方々に、心から御礼を申し上げます。

三歳未満のお子さんを養育している方に支給されている児童手当は、制度が次のように改正されました。

○対象年齢：義務教育就学前（六歳到達後最初の年度末）

○手当月額：第一子 五千円 第二子 五千円 第三子以降 一万円

○支払時期：一月、六月、十月



そろそろ出来あがり
（「ゆとり」の大西さん
と養護職員）

おいしいラーメンで
お腹いっぱい

児童手当制度のご案内

介護保険一口メモ

便利です口座振替
（納税は、便利・確実な
口座振替にしませんか）

数ヶ月が過ぎ、天龍村では、百五十余名の方が要介護認定を受けました。認定を受けた方の内、サービスを利用しない方や、村外へ転出された方等もありますが、殆どの方は、施設サービスや居宅サービスを利用しています。

三歳未満のお子さんを養育する方のケア・プランは、担当のケア・マネージャーが、利用者の希望を聞いて作成し、これを基に事業者からの介護サービスが提供されます。

サービスを利用されている方で、ケア・プランを変更したい方は、ケア・マネージャーに相談して下さい。月の途中でも変更できます。

又、受けているサービスに対する苦情等がありましたら、担当のケア・マネージャー又は役場の住民課にある相談窓口へ申し出て下さい。地域の民生委員さんから役場へ伝えてもらうこともできます。

※制度について不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

○取扱金融機関

- ・飯田信用金庫
- ・みなし
- ・信州農協
- ・郵便局

※税以外の国民年金保険料、水道料、住宅料も利用できます。

○手手続きのしかた

預金通帳・届出印をお持ちのうえ、直接金融機関にお出かけになり、窓口に備え付けてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

※一度手続きされると、毎年自動的に継続されます。

お問い合わせは：

役場総務課税務係

内線一二〇〇一

までお問い合わせ下さい。

介護保険の理念である、利用者主体のよりよい介護サービスの提供が行われるよう、利用者の声が反映されることが大切です。

または各取扱金融機関まで。

「自動車保険請求 相談センター」の

ご案内

相談センターでは、(社)日本損害保険協会のサービス機関として、全国に五十三カ所、長野県は松本市に設置されており、交通事故でお困りの方の相談や、自賠責保険(強制)、自動車保険(任意)等の請求手続きなどについて相談に応じています。

警察では、年間を通じて
身内の方などの行方が分か
らなく、お困りの方からの
相談に応じていますが、八

木詰に廻していますが、ハ
月には「行方不明の人を捜
す相談所」を開設して相談
をお受けします。

○ 一般曹候補学生	(男・女)	○ 資格	18歳以上24歳未満
○ 曹候補士	(男・女)	資格	18歳以上27歳未満
○ 受付期間		受付期間	18歳以上27歳未満
● 試験期日	8月7日～9月8日	試験期日	8月7日～9月8日
● 二次	9月16日	二次	9月16日
● 一次	10月4日～	一次	10月4日～
● 二等陸・海・空士	10月9日	二等陸・海・空士	10月9日
● 資格	18歳以上27歳未満	資格	18歳以上27歳未満

広域イベントのマスコットキャラクターとキャラーチフレーズを募集します。

①マスコットキャラクター
A4版白色紙使用、カラーライラスト。応募用
数制限一人一点

社会を、いきいきとした社会にするためには、高齢者・障害のある人はもとより、子供から大人まで、みんなが楽しく快適で安全に生活・交流できるまちづくりを進めていきたいと思います。そこで、このような全ての人々にやさしいまちづくり

「行方不明の人を

自衛官募集！

広域連合からのお知らせ

まちづくり標語募集

現在、日本では高齢者の数が増え、子供の数が減る「少子高齢化」が急速に進ん

(社)日本損害保険協会
松本自動車保険請求
相談センター

保険請求
相談セン

三五—七七九〇

（長野市松代町） 機動センター内
八〇二六一二七八一九五〇〇
内線五一二
（主張相談所）
八月二日（水）
午前九時三十分～
午後四時
飯田警察署
八〇二六五一二一〇一〇

八月一日～三十一日
午前八時三十分～
午後五時
(土・日曜等休日を除く)
警察本部鑑識課

平成十二年八月三十一日
（必着）締切

試験期日 9月25日

○自衛隊生徒 卒

・資格 中卒17歳未満男子

・受付期間 11月6日～13年1月5日

・応募先・お問い合わせ 飯田市鈴加町
〒三九五一〇〇八四

飯田郵便局留

〔南信州玄域イベント系〕

平成12年12月31日

京都千代田区紀尾井町三十三丁
都市計画協会内
まちづくり月間実行委員会

お問い合わせ先
詳しいことは、自衛隊飯田出張所（飯田市大久保町国合同庁舎内）
☎〇二六五ー三一六一三

「南信州広域イベント」係
○一六五一五三一七一〇〇
応募規定など詳くせ、
南信州広域連合ホームページー
ジ (URL [http://www.iida.](http://www.iida.net.or.jp/~gyousei/)
net.or.jp/~gyousei/)
又は、広域連合へ直接お
問い合わせ下せ。

ります。ハガキに住所・電話番号・氏名・年齢・性別・職業・応募部門（一般か学生）を明記して下さい。

平成12年7月27日



良質な梅が沢山とれました。

今年で六回目を迎えた「梅まつり」が五月十九日から六月四日にかけて、鶯巣との瀬地区の梅園において行われました。開催期間中は、梅とり体験ツアーや、県内外の方々に梅とりを体験していただきました。

今年は、三月の気温が低かったため実施時期が心配されました。が、良質な梅が実り訪れた皆様に喜んでいたときました。

当日は、平岡ダムから羽衣崎までの湖岸道路沿いに、むづみ会の皆さん、一般ボランティアの方々、村議会議員、団体職員、村職員など約九十名程の参加者で、午前中に作業を終了しました。

こうした緑の造成事業が、今後の自然の保護、環境の保全、ゴミの不法投棄の防止など、美しい村づくりの意識の向上につながり、村民全員で自然を守り、緑を保全していく事に期待をすることです。

今年植樹したばかりでまだ目立ちませんが、数年後にはすばらしい紅葉街道となることと思います。



数年後が楽しみです。



「梅まつり」が行われました

平岡ダム湖に紅葉街道を 苗木百二十本を植樹

去る四月二十九日「みどりの日」に、植樹事業を実施しました。

これは、かねてから平岡ダム湖沿いの景観風致を良くしようと活動していた「むづみ会」を通じて、長野区の盛賢秀さんが、紅葉の苗木百二十本を寄贈ください、これを植えたものです。

当日は、平岡ダムから羽衣崎までの湖岸道路沿いに、むづみ会の皆さん、一般ボランティアの方々、村議会議員、団体職員、村職員など約九十名程の参加者で、午前中に作業を終了しました。

こうした緑の造成事業が、今後の自然の保護、環境の保全、ゴミの不法投棄の防止など、美しい村づくりの意識の向上につながり、村民全員で自然を守り、緑を保全していく事に期待をすることです。

今年植樹したばかりでまだ目立ちませんが、数年後にはすばらしい紅葉街道となること思います。

ボクも頑張って植えたよ。
(株)日本エアシステム長野支店
○二六一三五八八八

★天龍村インターネット
アドレス★
○ホームページ
<http://www.iidanet.or.jp/tenryu>
○メールアドレス
tenryu@iidanet.or.jp

電気のご相談は
助中部電気保安協会
飯田事業所
○二六五一三一三四五二

・1つのコンセントからたくさんの電気を使っていますか
・漏電遮断器は取り付けてありますか

・洗濯機、電子レンジにアイスは取り付けてありますか
・傷んだ電線、コードを使っていますか

・漏電遮断器は取り付けてありますか
・洗濯機、電子レンジにアイスは取り付けてありますか
・漏電遮断器は取り付けてありますか

・漏電遮断器は取り付けてありますか
・漏電遮断器は取り付けてありますか
・漏電遮断器は取り付けてありますか

松本空港発 夏の思い出づくり!

8月は「電気使用安全月間」です。
家庭でも電気の安全点検を!

松本空港は、平成六年にジェット化されて以来、身近な空港として大勢の皆さんに御利用いただき、現在、松本空港からは、大阪・札幌・福岡・松山の各都市に就航しています。

この夏、札幌線・松山線の便数が増え、使いやすくなる事から、夏の人気路線の両路線で、「サマーキャンペーン」を開催します。

両路線の利用者を対象とした航空券のプレゼントや、宿泊プランがセットのお得な旅行プランが多数企画されています。

8月は「電気使用安全月間」です。

高温多湿の夏場は、一年のうちで感電や電気事故の最も多い季節です。このため、通商産業省の主唱のもと、八月を「電気使用安全月間」として、全国一斉に電気使用安全を呼びかけています。

高温多湿の夏場は、一年のうちで感電や電気事故の最も多い季節です。このため、通商産業省の主唱のもと、八月を「電気使用安全月間」として、全国一斉に電気使用安全を呼びかけています。